

保険・年金 フォーカス

新型コロナウイルスの感染拡大を受けての保険監督当局等の対応(2) —米国の NAIC、豪州の APRA、カナダの OSFI—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nrvoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、保険会社も大きな影響を受けることになっているが、これに対して、各国・地域の監督当局も迅速に必要な対応を行ってきている。

5月1日の保険年金 F「[新型コロナウイルスの感染拡大を受けての保険監督当局等の対応—欧州の EIOPA 等のケース—](#)」では、欧州の EIOPA（欧州保険年金監督当局）のこれまでの対応及びそのうちの配当及び自社株買い停止要請を受けての EU 加盟各国の保険監督当局や保険会社の対応について報告した。

今回のレポートでは、米国の NAIC（全米保険監督官協会）や各州保険監督当局、オーストラリアの APRA（オーストラリア健全性規制機構）、カナダの OSFI（金融機関監督官局）の対応及び米国の保険会社の配当支払いに関する対応状況について、焦点を絞って報告する。

2—米国の NAIC の対応

1 | コロナウイルスリソース Web ページの開設

NAIC は、3月4日には、コロナウイルスのリソースセクション¹を Web サイトに追加し、公共、企業、保険の専門家をサポートしている。

この Web ページには、COVID-19 の流行に関する最新情報と、エクスポージャーのリスクを軽減するための情報が記載されている。これは、WHO（世界保健機関）、CDC（疾病予防管理センター）、ジョンズ・ホプキンス大学のインタラクティブな Web ダッシュボードへのリンクによって行われ、COVID-19 の報告された症例をリアルタイムで視覚化し追跡している。

保険会社が事業運営に病気が及ぼす可能性のある影響を理解し、対応計画を支援するために、有名な国際的な出版物及び格付け機関へのリンクもある。

具体的には、以下の5つの大きなカテゴリに分かれている。

¹ https://content.naic.org/naic_coronavirus_info.htm

①州の速報とアラート

保険に影響を与える COVID-19 のパンデミックに対応して取られた州の行動を見つけることができる。生命保険、健康保険、損害保険等の区分に応じて、州毎の行動を確認できる。

②NAIC リソース

COVID-19 に関する NAIC のプレスリリースや声明、さらにはレポート等が確認できる。

③その他のリソース

WHO、CDC、ジョンズ・ホプキンス大学等へのリンクが確認できる。

④保険の補償範囲

保険セクターは COVID-19 の流行の影響を受けているが、個々の会社及びセクター全体として、米国の保険セクターは依然として強力であり、パンデミックの影響を受ける消費者及び企業に保護を提供する上で果たすべき独特の役割を担っていると述べている。さらに、いくつかの保険種類には、COVID-19 の結果としてトリガーされる可能性のある規定と除外があると述べている。

そして、最も一般的な保険種類の商品として、健康保険、旅行保険、生命保険、事業中断保険／イベントキャンセル保険、労働者災害補償保険、責任保険、ペット保険についての具体的な補償内容を説明している。

この中で、事業中断保険／イベントキャンセル保険と労働者災害補償保険については、その補償範囲が世の中一般において大きくクローズアップされてきているが、以下のような説明がなされている。

事業中断保険／イベントキャンセル保険

事業中断保険は、中断された運用期間に起因する損失から保護します。事業の中断がなかった場合に得られるはずだった収益の損失を支払います。それは通常、財産への物理的な損失を必要とし、COVID-19 のようなウイルス感染に対して特定の除外があるかもしれません。偶発的な事業中断保険は、サプライチェーンの混乱による損失から保護しますが、物的損害を必要とする場合があります。通常、契約は COVID-19 などの伝染病の対象範囲を除外します。

全ての企業がスタンドアロンの事業中断契約を有しているわけではありません。ただし、責任範囲と資産範囲を1つの契約にパッケージ化した契約は、通常、事業の中断にある程度の範囲を提供します。殆どの事業財産保険は、特定の列挙付き危険、特定された原因による損失に保険をかけるか、特定の列挙付き危険を除外して補償を提供します。これらの契約では、カバーされた危険に加えて、事業の中断が直接的な物理的損失の結果であることが要求されます。

保険契約者は、保険契約を注意深く読んで、保険契約が事業の中断及び関連する追加費用に提供する補償範囲の初期範囲、及び補償範囲を制限する除外又は条件を決定することが重要です。保険代理店／ブローカーと保険会社の両方に相談して、提供される正確な補償範囲を決定してください。

労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、事業所で接続又は事業活動に起因する仕事関連の怪我や病気をカバーします。通常、労働者の補償は、従業員の医療費、リハビリ費用、及び少なくとも失われた賃金の一部をカバーします。労働者災害補償契約は通常、職業性疾患のみを対象とします。これは、自分の仕事に固有又は特有の疾患です。通常の生活の病気は対象外です。COVID-19 は、個人がどのように契約し

たか、職業、特定の契約に応じて、特定の限られた状況でカバーされる場合があります。

ただし、全ての保険契約と同様に、消費者は保険書類を確認し、保険代理店又はブローカーに連絡して支援を求め、質問がある場合は州の保険部門に連絡する必要があると述べている。

また、これに関連して、NAIC は、3月16日に、消費者、立法者及びビジネス関係者が影響を理解するのに役立つことを期待して、影響を受ける可能性のある一般的な契約種類についてのブリーフ「NAIC Insurance Brief : COVID-19 and Insurance」²を作成して公表している。

⑤消費者

COVID-19 に関連しての詐欺に関する警戒を呼びかける等のリンクが確認できる。

これに関連して、NAIC は「COVID-19 詐欺から身を守るためのヒント」³として、詐欺師を寄せ付けないようにするための手順を実行することを求めている。

2 | コロナウイルスに関する特別セッションの開催

NAIC は、3月20日に、WebEx を介して COVID-19 に関する特別セッションを開催している。この特別セッションでは、パンデミックモデリング、保険適用範囲に関する情報、保険業界への財政的影響、保険会社の準備状況など、様々なプレゼンテーションが行われた。

これに関する情報は、上記の NAIC リソースに含まれている。

3 | 配当支払いに関して

[5月1日の保険年金フォーカス](#)で報告したように、EIOPA は配当支払いや自社株買いを停止するように要請する声明を発出しているが、これまでのところ NAIC は同様の声明を発出していない。

これについては、米国の保険会社が連邦政府ではなくて、各州によって規制されていることから、規制環境が欧州とは異なっていることが関係している。

監督当局は保険会社の配当政策を以前よりも慎重に精査しており、ソルベンシーが脅かされている場合は行動を起こすことになる。会社が引き受けるリスクや投資エクスポージャーなど、考慮すべき多くの要素があり、主に監督当局がケースバイケースで比較検討する必要があるとされている。

4 | 法定会計原則 (SAP) の解釈について

NAIC の法定会計原則 (E) ワーキンググループは、4月16日に、法定財務諸表への影響に関する保険報告主体の懸念を軽減しながら、保険料支払い延期に対する保険契約者のニーズに対応し、住宅ローンの変更や支払猶予の要求に対応することができるように、COVID-19 に関連する3つの解釈を採択⁴した。

これにより、COVID-19 に対応して修正された住宅ローン又は銀行ローンを問題のある債務再編として分類する際に、保険会社にアロウワンスが提供され、また COVID-19 に対応して、銀行ローン、抵当貸付及び投資が、変更又は支払猶予により主に抵当貸付を保有する場合の、繰延保険会社の減損

² <https://content.naic.org/sites/default/files/inline-files/Insurance%20Brief%20-%20Covid-19%20and%20Insurance.pdf>

³ https://content.naic.org/article/consumer_alert_tips_protect_yourself_against_covid_19_scams.htm

⁴ https://content.naic.org/article/news_release_covid_19_related_interpretations_adopted_statutory_accounting_principles_working_group.htm

評価が可能になる。

3—米国の各州保険監督当局の対応

ここでは、代表的な州保険監督当局として、NY（ニューヨーク）州と CA（カリフォルニア）州のケースを報告する。

1 | NY 州

NYDFS（NY 州金融サービス部門）は、COVID-19 パンデミックを管理するために、健康保険会社が取べき以下のような一連の措置を発行している。

1. 利用可能なメリットを消費者に通知し、消費者の問い合わせに迅速に対応し、消費者の応答とメリットを合理化するために必要な修正を検討するためのリソースを投入する。
2. COVID-19 検査のコスト共有を放棄するなど、COVID-19 検査の障壁を取り除く。
3. プロバイダーネットワークの妥当性を検証し、ネットワーク外サービスへのアクセスを提供するための例外を作成する。

NYDFS はまた、保険会社に、ネットワーク内の遠隔医療訪問のための控除額、自己負担金又は共同保険を含む費用分担を放棄することを要求する新しい緊急規制を採用している。

さらに、NYDFS は、NY で事業の中断及び関連する補償を提供する全ての損害保険会社に、商業保険契約者に「給付の明確かつ簡潔な説明」を送信するよう指示した。

具体的には、以下のような形で、各種の対応が順次行われてきている。

3月2日に、クオモ NY 州知事が NY 州の保険会社に対して、コロナウイルス検査の費用負担を免除することを要求する新しい指令を公表⁵し、3月13日には、NYDFS が健康保険会社に新しいコロナウイルス検査の費用負担を免除するように指示する緊急規制を採択した⁶。

3月17日には、保険会社にネットワーク内の遠隔医療訪問の費用負担を免除することを要求する緊急規制を採択した。

3月20日には、保険会社に対して、COVID-19 の間、NY 州の病院における事前承認と管理要件を一時停止するように勧告した⁷。

3月30日には、COVID-19 が原因で経済的困難に直面している消費者は、生命保険料の支払いを90日間延期でき、COVID-19 が原因で経済的困難に直面している消費者及び中小企業は、損害保険料の支払いを60日間延期できるとすることを義務付ける緊急規制を発行した⁸。4月2日には、健康保険会社に対して、COVID-19 に起因する財政上の困難を経験している消費者及び企業に対して、6月1日まで保険料の支払いを延期することを要求し⁹。4月8日に緊急規制を発行した¹⁰。

5月2日には、NYDFS は、COVID-19 の間、最前線のスタッフのネットワーク内メンタルヘルス

⁵ https://www.dfs.ny.gov/reports_and_publications/press_releases/pr20203021

⁶ https://www.dfs.ny.gov/reports_and_publications/press_releases/pr202003131

⁷ https://www.dfs.ny.gov/reports_and_publications/press_releases/pr202003201

⁸ https://www.dfs.ny.gov/press_releases/pr202003301

⁹ https://www.dfs.ny.gov/press_releases/pr202004023

¹⁰ https://www.dfs.ny.gov/press_releases/pr202004082

サービスの自己負担費用を免除するように保険会社に要求する緊急規制を発行した¹¹。

2 | CA州

CA州保険部は、3月5日に、健康保険会社に対して、次の措置をとるように指示した¹²

1. 企業健康保険を提供する場合、COVID-19検査の費用分担を放棄する。
2. 登録者がケアにタイムリーにアクセスできることを確認する。
3. 消費者がCOVID-19の医学的に必要な全てのスクリーニングと検査にアクセスできるように、積極的に行動する。

CA州のコミッショナーはまた、3月18日に全ての健康保険会社に、COVID-19緊急事態の期間中、医学的に必要な医療サービスへの継続的なアクセスを保証する方法を詳述した緊急計画の提出を求めた¹³。さらに、同じく3月18日には、60日間の保険料猶予期間を要求した¹⁴。

4月3日には、COVID-19の緊急事態後まで、保険契約者の請求期限を延長するよう要求した。

4月13日には、その告示により、州内の保険会社に少なくとも6つの異なる保険事業（個人の乗用車、商用車、労働者補償、企業総合保険、企業賠償責任、医療過誤）及びパンデミックの結果として損失のリスクが大幅に低下したその他のあらゆるラインに対して、「保険料クレジット、減額、保険料の払戻し又はその他の適切な保険料の調整」を提供するよう要求¹⁵した。この措置は、継続的なCOVID-19によるロックダウンが発生した場合に、3月、4月、場合によっては5月に実施され、「運転距離が短くなり、多くの企業がCOVID-19の緊急事態により閉鎖されたため、消費者は現在の事故や損失のリスクを反映しない保険料からの救済を必要としている。」との理由に基づいている。

4月14日には、保険会社にCOVID-19によって引き起こされた全ての事業中断請求を公正に調査することを要求した¹⁶。

4—米国の保険会社の配当支払いに関する対応

欧州におけるEIOPAや各国保険監督当局による配当支払いや自社株買いの停止要請に対して、米国の保険監督当局からはこの点に関して明確な形での声明等が発出されていないことから、米国の保険会社の対応は欧州の保険会社とは異なっているようである。

1 | MetLife

米国の保険会社は四半期毎に配当を支払っているが、例えば、MetLifeは、4月28日に、第2四半期の普通株式配当を第1四半期の1株あたり0.44ドルに比べて4.5%増加させて、1株あたり0.46ドルとすると公表¹⁷している。

¹¹ https://www.dfs.ny.gov/press_releases/pr202005021

¹² <https://www.insurance.ca.gov/0400-news/0100-press-releases/2020/release025-2020-2.cfm>

¹³ <https://www.insurance.ca.gov/0400-news/0100-press-releases/2020/release029-2020.cfm>

¹⁴ <https://www.insurance.ca.gov/0400-news/0100-press-releases/2020/release030-2020.cfm>

¹⁵ <https://www.insurance.ca.gov/0400-news/0100-press-releases/2020/release038-2020.cfm>

¹⁶ <https://www.insurance.ca.gov/0400-news/0100-press-releases/2020/release039-2020.cfm>

¹⁷ <https://www.metlife.com/about-us/newsroom/2020/april/metlife-increases-common-stock-dividend-by-4--5-percent/>

2 | Prudential Financial

Prudential Financial は、5月5日の第1四半期の結果発表時に、普通株1株あたり1.10ドルの配当を公表しており、これは前四半期と同じ率で、1年前に比べて0.10ドルの増加となっている。

5—オーストラリアの APRA の対応

オーストラリアの保険監督当局である APRA（オーストラリア健全性規制機構）は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、3月以降各種の措置を取ってきている。例えば、以下のような内容が挙げられる。

1 | 3月23日の通知

COVID-19 への対応を優先するために、2020年の議題の順序を変更している。

APRA は、COVID-19の影響を受けて、計画された政策と監督の取り組みの大部分を一時停止した。

この決定は、APRA が規制する会社が、事業の維持と顧客のサポートに時間とリソースを費やすことを可能にする一方で、会社の財務及び運用能力に対する急速に変化する環境の影響の監視と対応に重点を置くことを可能にすることを目的としている。

したがって、APRA は、健全性及び報告基準に関する協議を含め、現在進行中又は今後予定されている健全性フレームワークの改訂を確定するための全ての実質的な公開協議及び行動を一時停止する。状況は引き続き見直されるが、2020年9月30日までに重要でない事項についての協議を再開する予定はないとしている。

APRA は、COVID-19の影響に関連する新しいデータ収集を含め、現在の環境でその義務を果たすために重要な特定のデータ報告イニシアチブを継続して進める可能性がある。

2017年10月に APRA が発表した民間健康保険改革に関するデータを収集する新しい報告基準の実施は、2020年6月までの四半期に開始される予定だったが、民間医療保険会社（PHI）が COVID-19の影響の処理にリソースを集中できるように、実施が一時停止された。今後協議が行われるが、この協議は早くても2020年9月まで延期され、このシナリオでは、最初の収集は2021年3月までの四半期に向けられる。

2 | 4月7日の資本管理に関するガイダンス¹⁸

APRA は、全ての認可された預金受入機関（ADI）と保険会社宛へのレターの中で、これらの機関が配当の延期や慎重な削減を含めて、今後数か月の裁量的資本分配を制限するとの期待を概説した。

APRA は ADI と保険会社が今後数か月の裁量的資本分配を制限し、代わりにバッファーを使用し、保険の貸出しと引受を継続する能力を維持することを期待しており、これには、運用環境の不確実な見通しとこれらの重要な活動を優先する能力を維持する必要性を考慮した、配当の慎重な削減が含まれる、と述べた。

さらに、具体的に以下の内容が述べられている。

¹⁸ <https://www.apra.gov.au/capital-management>

APRA は、少なくとも次の数か月間は、全ての ADI と保険会社が次のことを行うことを期待している。

- ・資本を節約し、経済を支える能力を使用する必要性について、フォワードルッキングなビューをする。
- ・これらのビューを形成するために、ストレステストを使用して、もっともらしいダウンサイドシナリオ（定期的に更新され、状況の変化に応じて更新される）を十分に検討する。
- ・顧客に貸し続け、サポートし続ける自信と能力を維持することを確実にするために、先制的に対応して慎重な資本管理行動を開始する。

この期間中、APRA は、ADI と保険会社の見通しが明確になるまで、適切な配当水準に関する決定の延期を真剣に検討することを期待している。ただし、APRA と話し合った強固なストレステスト結果に基づいて、取締役会がこれより前に配当を承認できると確信している場合は、それでも実質的に削減レベルになるはずである。配当の支払いは、配当の再投資計画やその他の資本管理イニシアチブを使用して、可能な限り相殺される必要がある。APRA はまた、取締役会が現在の厳しい環境を考慮して、役員現金ボーナスを適切に制限することを期待している。

3 | 4月14日の新しい保険会社のライセンスの発行の一時停止¹⁹

APRA は、COVID-19 によって引き起こされた経済の不確実性に対応して、新しい銀行又は保険及び年金のライセンスの発行を少なくとも 6 か月間一時的に停止するとした。

APRA は、経験から、通常の経済状況下でも新規参入者が成功することは困難であることがわかっているため、現時点で規制対象会社にライセンスを供与することを賢明とは考えていないとした。

6—カナダの OSFI の対応

カナダの保険監督当局である OSFI (金融機関監督官局)も、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、3月以降各種の措置を取ってきている²⁰。例えば、以下のような内容が挙げられる。

1 | 3月13日の通知²¹

OSFI は、3月13日に、銀行がカナダの企業や家計をサポートするために追加の貸付能力を使用することを期待しており、株主や従業員への分配を増やすため又は自社株買いを行うために、この措置を使用してはならないとし、連邦政府で規制されている全ての金融機関(銀行や保険会社等)に対し、当面、配当の増加や自社株買いを停止すべきとの期待を示した。

2 | 3月27日の COVID-19 の取り組みをサポートする規制の柔軟性の公表²²

(1) 支払いの延期に関連する住宅ローン保険会社の期待を設定

¹⁹ <https://www.apra.gov.au/covid-19-apra%E2%80%99s-approach-to-licensing>

²⁰ <https://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/Pages/COVID-19.aspx>

²¹ https://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/osfi-bsif/med/Pages/nr_20200313.aspx

²² https://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/osfi-bsif/med/Pages/nr_20200327.aspx

規制上の資本要件の下では、支払いの繰延により、金融機関への期待と一致して、保険付き住宅ローンが延滞または延滞として扱われることはない。

住宅ローンに関する未払いの請求がないとの条件で、規制上の資本要件を決定する際、住宅ローン保険会社は、預金取扱機関が住宅ローンの支払いの延期を承認し、借手が住宅ローンの支払いを延期した場合、住宅ローンを滞納や未払いと見なすべきではない。この資本処理は、6ヶ月又は支払の延期期間の短い方に適用される。

(2)IFRS 第 17 号の半年毎の進捗報告の一時停止

OSFI は、追って通知があるまで、保険会社が OSFI に提出する必要があるという IFRS 第 17 号の半年毎の進捗報告を一時停止することを決定した。

7—まとめ

以上、今回のレポートでは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けての、米国の NAIC や各州保険監督当局、オーストラリアの APRA、カナダの OSFI の対応及び米国の保険会社の配当支払いに関する対応状況について報告してきた。

配当支払や自社株買いへの対応に関しては、APRA や OSFI は、基本的には銀行等の金融機関と平仄を合わせた対応を行っており、また EIOPA にも準じた取扱としているようであるが、それでもその具体的な要請や指示の表現内容は国によって若干の差異がある。

これに対して、米国の場合、その保険監督制度の差異もあり、基本的には各種の対応は各州ベースで行われており、配当支払い等に関しても、現段階では NAIC ベースでの統一的な声明等も発出されていない。このように、米国の対応は、欧州やオーストラリアやカナダといった国々とは若干異なる対応になっているようである。

次回のレポートでは、中国やインド等のアジアの国々における保険監督当局の対応等について報告する。

以上